



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号  
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス  
代表取締役社長 岡本 晴彦  
(コード番号：3387 東証第一部)  
問い合わせ先 専務取締役 川井 潤  
電話 03-5488-8001 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 29 日開催予定の第 21 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 6 条 (条文省略) <u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、自己の株式を取得することができる。</u> 第 8 条～第 33 条 (条文省略)	第 2 章 株 式 第 6 条 (現行どおり) (削除) 第 7 条～第 32 条 (現行どおり)
第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 (条文省略) (新設)	第 6 章 計 算 (事業年度) 第 33 条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 34 条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当等)</u></p> <p>第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>附則 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成30年5月29日
定款変更の効力発生日（予定）	平成30年5月29日

以上